様式第1号の2-3（第5条関係）

本様式を1品につき1枚、太枠内に記入もしくは該当する区分に○を記載し、提出して下さい。

|  |
| --- |
| 地場産品基準 |
|  | ３号 | 一宮市内において当該製品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。※一宮市内で実質的な変更を加える加工または製造を行っている必要あり。 |
|  | ３号イ（熟成肉） | 愛知県内において生産された食肉を原材料として、一宮市内において熟成することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。 | 食肉の生産自治体名 |
|  |
|  | ３号イ（精米） | 愛知県内において生産された玄米を原材料として、一宮市内において精米することにより、半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているもの。 | 玄米の生産自治体名 |
|  |
|  | ３号ロ（企画立案その他実質的な変更を加える加工または製造に該当しない場合※参考参照） | 一宮市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が一宮市内で生じている旨の証明書（様式任意）を提出できるもの |  | 加工・製造を行っている自治体で３号の返礼品として提供・申請していない。 |
|  | 当該製品の価値(価格)の過半が一宮市内で生じている旨の証明書の提出（PDF形式） |
| （※参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作」、「単なる切断」、「選別」、「瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること」、「改装」、「仕分け」、「製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること」、「単なる混合」、「単なる部分品の組立て及びセットにすること」 |
| 返礼品情報 | 事業者名 |  |
| 商品名（32字以内） | フリガナ |
|  |
| 商品の価格（）内は送料、梱包料、消費税を含む一宮市からの支払額 |  | 3,000円相当(3,500円支払い) |  | 4,500円相当(5,000円支払い) |
|  | 6,000円相当(6,500円支払い) |  | 7,500円相当(8,000円支払い) |
|  | 9,000円相当(9,500円支払い) |  | 10,500円相当(11,000円支払い) |
|  | 12,000円相当(12,500円支払い) |  | 13,500円相当(14,000円支払い) |
|  | 15,000円相当(15,500円支払い) |  |
|  | 15,001円以上「商品の小売価格(税込み)（　　　　　）円」 |
| 商品の内容・内訳（品名･規格･数量･単位等） |  |
| 商品の簡単な説明・ＰＲ（200字以内） |  |
| 発送可能期間 |  | 年間を通じて提供可能 |  | 月から 月まで |
| 発送可能数 |  | 制限は特になし |  | １年度につき 個まで |
| 消費（賞味）期限 |  | （約）　　　日 |  | 消費（賞味）期限は特になし |
| 発送方法 |  | 常温 |  | 冷蔵 |  | 冷凍 |
| 発送時期(受注後) |  | 7日以内 |  | 14日以内 |  | 1か月以内 |  | (　　　　　)以内 |
| 発送不能地域 |  |
| アレルギー表示 |  |
| 地場産品基準情報 | 【注意事項】①製造・加工地ごとに工程を詳細に記載してください。②付加価値の割合は、加工による価値と原材料費を合わせて100％になります。 |
|  | 製造・加工者名 | 製造・加工地（住所※番地まで記載） | 工程(作業内容) | 提案品全体に占める市内工程と市外工程の付加価値の割合 |
| 一宮市内 |  |  |  | 　％ |
|  |  |  | 　％ |
|  |  |  | 　％ |
| 一宮市外 |  |  |  | 　％ |
|  |  |  | 　％ |
|  |  |  | 　％ |
| 原材料費 | 　％ |
| 合計 | 　％ |
| 特記事項 |  |

※本申込内容の虚偽等を起因として、一宮市がふるさと納税制度の指定を外された場合、一宮市は申込者に対し、法的措置をとる可能性があります。